

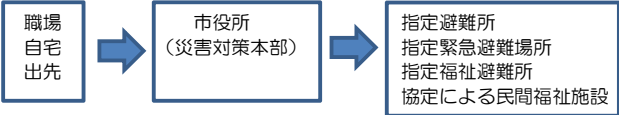
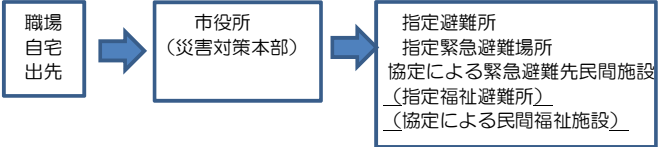
韮崎市地域防災計画 新旧対照表

総則編 第1章

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第1 目的	我が国は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以降、 <u>平成23年3月11日午後2時46分に発災した東日本大震災まで、毎年</u> のように大規模自然災害が発生し、多くの被害をもたらした。	我が国は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以降、 <u>東日本大震災や能登半島地震のように大規模自然災害が発生し、</u> 多くの被害をもたらしている。	2	近年の災害動向を踏まえた改正

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

総則編 第4章 計画の前提

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第1節 韮崎市の概況	第1 自然的条件 1 (略) 2 (略) 3 気象	第1 自然的条件 1 (略) 2 (略) 3 気象 令和7年の観測結果を記載	7	・令和7年の気象観測結果を明記
第3節 突発性災害と警告性災害 (一般災害)の定義	第1 (略) 第2 (略) 第3 本計画上での想定事態の捉え方 1 (略) 2 地震 東海地震や南海トラフ地震などの突発性大規模地震。	第1 (略) 第2 (略) 第3 本計画上での想定事態の捉え方 1 (略) 2 地震 東海地震や南海トラフ地震、 <u>糸魚川静岡構造線断層帯(南部区間)</u> などの突発性大規模地震。	13	本市で想定する最大被害規模の想定災害を明記
第4節 関連用語の説明	(新設)	○ <u>個別避難計画</u> 災害時に自力で安全な場所へ避難することが困難な高齢者や障がい者(避難行動要支援者)一人ひとりに対し、「いつ、どこに、誰が、どのように」避難するのか、またどのような支援が必要かを具体的に定めた計画。	14	個別避難計画の定義を明記
第5節 初動と施設	関連施設の名称 第1 ③  第2 1 ④ 要配慮者は、各避難場所から市が決めた指定福祉避難所または、市が協定を締結した民間福祉施設に付き添いとともに向かう。	初動と施設 第1 ③ (削除)  第2 1 ④ 要配慮者は、 <u>個別避難計画に定める避難先に</u> 、付き添いとともに向かう。	15	・節名がわかりにくいため変更 ・③の初動は本部の指揮下で行われ②が包含しているため削除 ・福祉避難所、協定による民間福祉施設は2次避難所であり、必ずしも同時に開設しないため()と、緊急避難先として施設利用が可能な民間施設を追加した。 ・福祉避難所検討会等の意見から配慮度の高い要配慮者の対応を優先し、対象者は、個別避難計画の作成が推奨されている。自立度の高い要配慮者は、一般指定避難所への避難し、要配慮者スペースで生活することとなることから改訂。

荊崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第1章 災害予防計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第4節 消防予防計画</p>	<p>第1 消防力の充実強化</p> <p>1 自治体消防力の充実強化</p> <p>(2) 消防施設等の整備強化</p> <p>市及び峡北広域行政事務組合消防本部は「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。</p> <p>(3) 消防団員の教育訓練</p> <p>市は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。</p> <p>また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。</p>	<p>第1 消防力の充実強化</p> <p>1 自治体消防力の充実強化</p> <p>(2) 消防施設等の整備強化</p> <p>市及び峡北広域行政事務組合消防本部は「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的に、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、その他の消防施設等の整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を維持する。</p> <p>(3) 消防団員の育成・強化</p> <p>市は、消防団が災害時の活動を十分にできるよう、資機材の整備、出動態勢の確保、訓練等を推進し、育成・強化に努める。</p>	<p>37</p>	<p>・補助金や交付金等に対応するため消防施設の充実化を明記</p> <p>・災害時における消防団の役割を整理したことによる。</p>
	<p>第3 林野火災予防計画</p> <p>1 林野火災予防思想の普及、啓発</p> <p>市は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。</p> <p>また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。</p> <p>6 林野火災に対する警戒の強化 (新設)</p>	<p>第3 林野火災予防計画</p> <p>1 林野火災予防思想の普及、啓発</p> <p>市は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した日の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発にあたっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</p> <p>また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。</p> <p>さらに、林野火災注意報及び警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には防災行政無線、防災行政ナビ、ホームページ、SNS、等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。</p> <p>6 林野火災に対する警戒の強化</p> <p>市は、県、峡北消防本部、荊崎消防署と連携し、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行うものが火災予防上必要な措置の徹底を図れるよう、適切な対応を行うものとする。なお、許可した火入れの情報等は消防機関に共有するものとする。</p> <p>また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化等適切な対応を行うものとする。</p>	<p>38 ~39</p> <p>39</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正による。</p> <p>・林野火災注意報及び警報時の周知方法について定めるため。</p> <p>・山梨県地域防災計画の修正による。</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第1章 災害予防計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第10節 情報通信システム整備対策	災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。__	災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。 また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、市は、県及び防災関係機関と連携し、平時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。	51 -52	・山梨県地域防災計画の修正による
	第1 防災行政無線システム ～（略） また、 令和4年11月末期限のアナログ同報系無線については、平成30年度から2箇年でデジタル化整備を完了し、国からの指示による情報の多重化により、防災行政無線放送を「にらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、X(旧Twitter)、市ホームページ」への連携配信できるよう整備した。 移動系は簡易デジタル無線やにらさき 防災・行政ナビによる情報共有を図るため、廃局とした。 今後は定期的にデジタル同報系戸別受信機及び屋外拡声子局の保守点検を行い、故障したものについては、修理、交換等の措置を講じる等適正な保守管理に努める。	第1 防災行政無線システム 市は、市本部、消防団、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線を設置・配備している。 アナログ同報系無線については、平成30年度から2箇年でデジタル化整備を完了し、移動系は廃局とした。 通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。 今後は、多種多様な伝達手段（J-ALERT、テレビ、ラジオ、インターネット、市公式LINEアカウント、エリアメール等緊急速報メールサービス）等との連携方法を検討し、住民へ確実に情報が伝達される体制を構築する。	51 -52	・山梨県地域防災計画の修正による。
	第3 山梨県総合防災システムの活用 （新設）	第3 山梨県総合防災システムの活用 県本庁・出先機関、市町村等を接続した「山梨県総合防災情報システム」を活用して、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。	52	市災害対策本部における活動として必要なため
	第3 （略） 第4 （略） 第5 （略） 第6 （略）	第4 （略） 第5 （略） 第6 （略） 第7 （略）	52 -53	項番の変更
第11節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、 住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。	このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、 自主防災組織や防災上等の多様な主体の育成強化を図り、地域コミュニティーの防災体制の充実を図る。	53	多様な主体による共助を進めるために明記

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第1章 災害予防計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第11節 防災意識の高揚及び自主 防災組織活動の推進	2 (略) 3 (略)	3 (略) 4 (略)	55	項目番号の変更
第12節 災害ボランティアの育成 と連携体制の強化	災害ボランティアの育成 強化 ～ (略) 第1～第5 (略) 第6 (新設)	災害ボランティアの育成と 連携体制の強化 ～ (略) また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンター運営者との役割分担や災害ボランティアセンターの設置場所等について検討を行うものとする。 第1～第5 (略) 第6 災害救援ボランティアの受入意体制の整備 市及び社会福祉協議会は、平時から災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼び掛け、メディアを活用したボランティアについての情報発信などについて、検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を図るとともに、民間団体等による協定の締結を促進する。	55 56	山梨県防災計画の修正による。 山梨県防災計画の修正による。
第13節 要配慮者の 安全確保 の推 進		要配慮者の 安全確保 の推進 第1 要配慮者に対する意識啓発 市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、国の要配慮者に関するガイドラインを踏まえたマニュアルを作成するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。 また、要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。 第2 社会福祉施設対策の推進 第3 避難行動要支援者の支援体制の整備 1 避難行動要支援者名簿 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、年度末に、地区・地域の民生委員および自治会長に、避難行動要支援者に該当する者の調査を依頼し、新規に本制度の利用を希望される人には、その所在等を市長 寿介 課に届け、避難行動要支援者名簿に追加する。 2 同意者名簿 (1)～(3) (略) (4) 提供された避難行動要支援者名簿の地区での活用 避難行動要支援者名簿を受け取った地区は、警告性災害対向け地区タイムラインで作成した避難行動要支援者の支援マップを、避難行動要支援者個別避難計画として市に提出する ことができる。	58	・山梨県地域防災計画の修正に伴う整理による。

項目	現行	改定後	頁	改定理由																														
<p>第13節 要配慮者の安全確保の推進</p>	<p>3 (新設)</p>	<p>3 個別避難計画</p> <p>(1) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援者等を必要とする理由等のほか、避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p> <p>個別避難経過計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、前2(1)に掲げる避難支援関係者及び支援者とする。</p> <p>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や複製の制限などによる情報管理の徹底を図るとともに、避難支援関係者への研修会の開催などを通じて情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講ずる。</p> <p>(3) 個別避難計画と地区防災計画の整合</p> <p>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により、両計画の一体的な運用を推進する。</p>	<p>60 -61</p>	<p>・要配慮者対策として個別避難計画の位置付け及び活用方針を明記</p>																														
	<p>第2 在宅高齢者・障がい者等の要配慮者対策</p> <p style="text-align: center;">指定福祉避難所開設施設[※]</p> <table border="1" data-bbox="353 1118 1041 1267"> <thead> <tr> <th>施設名[※]</th> <th>所在地[※]</th> <th>電話番号[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉センター[※]</td> <td>韮崎市大草町若尾1680[※]</td> <td>(0551) 22-6944[※]</td> </tr> <tr> <td>大草デイサービスセンター ことし荘[※]</td> <td>〃[※]</td> <td>(0551) 23-5080[※]</td> </tr> <tr> <td>旧なごみの郷穴山(※1)[※]</td> <td>韮崎市穴山町4411[※]</td> <td>(0551) 25-6068[※]</td> </tr> <tr> <td>韮崎中央体育館(※2)[※]</td> <td>韮崎市藤井町南下條897番地[※]</td> <td>〃[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1…令和7年9月30日まで ※2…令和7年10月1日から</p>	施設名 [※]	所在地 [※]	電話番号 [※]	老人福祉センター [※]	韮崎市大草町若尾1680 [※]	(0551) 22-6944 [※]	大草デイサービスセンター ことし荘 [※]	〃 [※]	(0551) 23-5080 [※]	旧なごみの郷穴山(※1) [※]	韮崎市穴山町4411 [※]	(0551) 25-6068 [※]	韮崎中央体育館(※2) [※]	韮崎市藤井町南下條897番地 [※]	〃 [※]	<p>第4 在宅高齢者・障がい者等の要配慮者対策</p> <p style="text-align: center;">指定福祉避難所開設施設[※]</p> <table border="1" data-bbox="1115 1118 1794 1267"> <thead> <tr> <th>施設名[※]</th> <th>所在地[※]</th> <th>電話番号[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉センター[※]</td> <td>韮崎市大草町若尾1680[※]</td> <td>(0551) 22-6944[※]</td> </tr> <tr> <td>大草デイサービスセンター ことし荘[※]</td> <td>〃[※]</td> <td>(0551) 23-5080[※]</td> </tr> <tr> <td>〃[※]</td> <td>〃[※]</td> <td>〃[※]</td> </tr> <tr> <td>韮崎中央体育館[※]</td> <td>韮崎市藤井町南下條897番地[※]</td> <td>(0551) 45-9255[※]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 [※]	所在地 [※]	電話番号 [※]	老人福祉センター [※]	韮崎市大草町若尾1680 [※]	(0551) 22-6944 [※]	大草デイサービスセンター ことし荘 [※]	〃 [※]	(0551) 23-5080 [※]	〃 [※]	〃 [※]	〃 [※]	韮崎中央体育館 [※]	韮崎市藤井町南下條897番地 [※]	(0551) 45-9255 [※]	<p>62</p>	<p>・「旧なごみの郷穴山」の福祉避難所兼指定緊急避難場所指定を廃止したことに伴う削除</p>
施設名 [※]	所在地 [※]	電話番号 [※]																																
老人福祉センター [※]	韮崎市大草町若尾1680 [※]	(0551) 22-6944 [※]																																
大草デイサービスセンター ことし荘 [※]	〃 [※]	(0551) 23-5080 [※]																																
旧なごみの郷穴山(※1) [※]	韮崎市穴山町4411 [※]	(0551) 25-6068 [※]																																
韮崎中央体育館(※2) [※]	韮崎市藤井町南下條897番地 [※]	〃 [※]																																
施設名 [※]	所在地 [※]	電話番号 [※]																																
老人福祉センター [※]	韮崎市大草町若尾1680 [※]	(0551) 22-6944 [※]																																
大草デイサービスセンター ことし荘 [※]	〃 [※]	(0551) 23-5080 [※]																																
〃 [※]	〃 [※]	〃 [※]																																
韮崎中央体育館 [※]	韮崎市藤井町南下條897番地 [※]	(0551) 45-9255 [※]																																

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第1章 災害予防計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第13節 要配慮者の安全確保の推進</p>	<p>第3 外国人及び観光客対策</p> <p>災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及を図り、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図るものとする。</p> <p><u>また、市内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4 幼児、児童・生徒保護対策</p>	<p>第5 外国人の支援対策</p> <p>1 平時の啓発</p> <p>災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、<u>日本語教室等を通じて、平時から</u>防災パンフレットの配布<u>や研修を行い、</u>基礎的な防災情報や知識の普及を図る。<u>また、</u>災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図るものとする。</p> <p>2 大規模災害発生時の対策</p> <p><u>県に災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターが設置されることから、市は、県及び同センターと連携し、外国人の混乱や不安の拡大を抑制するものとする。</u></p> <p>(1) 外国人の救護</p> <p><u>市は、地域の自治会、自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソンに加え、災害時外国人支援情報コーディネーター等の協力も得ながら、情報の収集及び整理を行う。</u></p> <p>(2) 特性に応じた避難誘導体制の構築</p> <p><u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</u></p> <p>(3) 生活支援</p> <p>ア 外国人への情報提供</p> <p><u>市及び県は、報道機関、特定技能所属機関及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。</u></p> <p>イ 避難所における相談体制の整備</p> <p><u>市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア、災害多言語支援センター及び特定技能所属機関等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。</u></p> <p>第6 観光客対策</p> <p><u>市内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第7 (略)</p>	<p>62 -63</p>	<p>・外国人と観光客対策をそれぞれ項目で分けたことによる修正。</p> <p>・山梨県防災計画の修正や日本語教室参加者からの意見集約による。</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																
<p>第1節 応急活動体制</p>	<p>第1 韮崎市災害対策本部 4 災害対策本部の設置場所</p> <p>令和7年8月31日まで^ウ</p> <table border="1" data-bbox="324 295 1041 327"> <tr> <td>第1順位^ウ</td> <td>市民交流センター^ウ</td> <td>第2順位^ウ</td> <td>韮崎文化ホール^ウ</td> </tr> </table> <p>令和7年9月1日から^ウ</p> <table border="1" data-bbox="324 359 1041 391"> <tr> <td>第1順位^ウ</td> <td>韮崎中央体育館^ウ</td> <td>第2順位^ウ</td> <td>市民交流センター^ウ</td> </tr> </table>	第1順位 ^ウ	市民交流センター ^ウ	第2順位 ^ウ	韮崎文化ホール ^ウ	第1順位 ^ウ	韮崎中央体育館 ^ウ	第2順位 ^ウ	市民交流センター ^ウ	<p>第1 (略) 4 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1079 295 1792 327"> <tr> <td>第1順位^ウ</td> <td>第2順位^ウ</td> <td>第3順位^ウ</td> <td>第4順位^ウ</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1079 359 1792 391"> <tr> <td>第1順位^ウ</td> <td>韮崎中央体育館^ウ</td> <td>第2順位^ウ</td> <td>市民交流センター^ウ</td> </tr> </table>	第1順位 ^ウ	第2順位 ^ウ	第3順位 ^ウ	第4順位 ^ウ	第1順位 ^ウ	韮崎中央体育館 ^ウ	第2順位 ^ウ	市民交流センター ^ウ	66	<p>・地域防災拠点に位置付ける 韮崎中央体育館が完成し、代 替施設として順位を変更し たことに伴う。</p>
第1順位 ^ウ	市民交流センター ^ウ	第2順位 ^ウ	韮崎文化ホール ^ウ																	
第1順位 ^ウ	韮崎中央体育館 ^ウ	第2順位 ^ウ	市民交流センター ^ウ																	
第1順位 ^ウ	第2順位 ^ウ	第3順位 ^ウ	第4順位 ^ウ																	
第1順位 ^ウ	韮崎中央体育館 ^ウ	第2順位 ^ウ	市民交流センター ^ウ																	
<p>第2節 職員配備計画</p>	<p>資料編「韮崎市業務継続計画」及び「職員初動規定及び配備基準」に準ずる。</p>	<p><u>職員の配備体制は、資料編「韮崎市業務継続計画」及び「職員初動規定及び配備基準」に準じ、平時から体制を整備する。</u></p> <p>第1 災害対策本部体制の充実</p> <p>(1) <u>韮崎市職員初動マニュアルの活用・充実</u> 災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い充実を図る。</p> <p>(2) <u>初動体制の習熟</u> 初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。</p> <p>(3) <u>本部設備の整備</u> 本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備に努める。 ア 備品の固定及び落下物の防止措置 イ 停電時に備えた非常用電源の整備 ウ 無線機器の点検・整備 エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備 オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保</p> <p>(4) <u>各庁舎での情報収集体制の確保</u> 各庁舎は、発災初期の段階から被害情報の収集等重要な役割を担うことから、その体制の確保に努める。</p> <p>(5) <u>避難所開設担当職員の指定</u> あらかじめ、避難所開設担当職員を指定する。代替要員については、秘書人事課が調整し、派遣する。</p>	67	<p>・策定済みの職員初動マニュアルや業務継続計画の位置付けや、避難所開設時の職員体制について整理を行ったため。</p>																

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第2節 職員配備計画</p>	<p>資料編「韮崎市業務継続計画」及び「職員初動規定及び配備基準」に準ずる。</p>	<p><u>(6) 情報連絡体制の充実</u> 市は、災害時に迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を行うため、平時から次のように、防災関係機関との連絡体制の整備に努める。また、住民からの災害に関する目視情報を収集する仕組みづくりに努める。 <u>ア 情報連絡体制の明確化</u> 情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。 <u>イ 勤務時間外での対応</u> 市は、防災関係機関と連携し、勤務時間外においても、相互間の情報伝達・連絡の対応が可能なように連絡体制の整備に努める。 <u>(7) 業務継続体制の確保</u> 市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、次の事項を実施する。 <u>① 必要な資源の継続的な確保</u> <u>② 定期的な教育・訓練・点検等の実施</u> <u>③ 訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し</u> <u>④ 計画の改訂</u></p>	<p>67 -68</p>	<p>・策定済みの職員初動マニュアルや業務継続計画の位置付けや、避難所開設時の職員体制について整理を行ったため。</p>
<p>第4節 広域応援体制</p>	<p><u>災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。</u></p>	<p><u>大規模な地震が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、市は、予め協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。</u> <u>また、国や県、他の市町村等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画に従って受援体制の整備に努めるとともに、受援の流れや応援機関との連携方法等について、双方が定期的に確認、防災訓練等を通じて習熟を図る。</u> <u>関係機関が一体となった防災対策を推進するためには、公共的団体又は民間の団体が災害時に担うべき役割。当該団体との連携体制の構築や役割分担等について認識を共有し、個々の協定の締結等の促進に努めるとともに、災害応急対応又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図る。</u></p>	<p>70</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正を踏まえた整理による。</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																		
第4節 広域応援体制	第3 応援協定等に基づく要請 1 応援協定に基づく要請 (略)	第3 応援協定等に基づく要請 1 応援協定に基づく要請 ～(略)また、 <u>応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確するなど、体制の整備に努める。</u>	70	受援体制の構築について整理したため																		
	第4 指定地方行政機関等に対する応援要請 市長は、 <u>災害対策基本法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。</u> また、 <u>市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。</u>	第4 指定地方行政機関等に対する応援要請 市長は、 <u>応急措置が的かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定行政機関の長に対する応急措置の実施を要請することができ、この要求ができない場合は、その旨及び市内における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知するものとする。</u> <u>この場合において、当該通知を受けた地方行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待たずとも認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>	71	・山梨県地域防災計画の修正を踏まえた整理による																		
	第7 応援受入体制の確保 1 連絡窓口の明確化 市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、 <u>市役所に連絡窓口を設置する。</u> 2 搬送物資受入施設の整備 県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。	第7 応援受入体制の確保 1 連絡窓口の明確化 市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、 <u>受援計画の定めるところにより</u> 連絡窓口を設置する。 2 搬送物資受入施設の整備 県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。	72	・受援計画の位置付けについて整理したため																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称[※]</th> <th>所在地[※]</th> <th>連絡先[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韮崎市営総合運動場(体育館)[※]</td> <td>韮崎市本町四丁目9番25号[※]</td> <td>(0551) 22-0498[※]</td> </tr> <tr> <td>韮崎中央体育館[※]</td> <td>韮崎市藤井町南下様897番地[※]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称 [※]	所在地 [※]	連絡先 [※]	韮崎市営総合運動場(体育館) [※]	韮崎市本町四丁目9番25号 [※]	(0551) 22-0498 [※]	韮崎中央体育館 [※]	韮崎市藤井町南下様897番地 [※]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称[※]</th> <th>所在地[※]</th> <th>連絡先[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>韮崎中央体育館[※]</td> <td>韮崎市藤井町南下様897番地[※]</td> <td>(0551) 45-9255[※]</td> </tr> </tbody> </table>	名称 [※]	所在地 [※]	連絡先 [※]				韮崎中央体育館 [※]	韮崎市藤井町南下様897番地 [※]	(0551) 45-9255 [※]	73	・韮崎市総合運動場(体育館)の廃止に伴う削除、韮崎中央体育館の連絡先の明記
	名称 [※]	所在地 [※]	連絡先 [※]																			
	韮崎市営総合運動場(体育館) [※]	韮崎市本町四丁目9番25号 [※]	(0551) 22-0498 [※]																			
	韮崎中央体育館 [※]	韮崎市藤井町南下様897番地 [※]																				
	名称 [※]	所在地 [※]	連絡先 [※]																			
韮崎中央体育館 [※]	韮崎市藤井町南下様897番地 [※]	(0551) 45-9255 [※]																				
3 受入れ体制の確立 動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ態勢を確立しておく。	3 受入れ体制の確立 動員された者の作業が効率的に行えるよう、 <u>災害時受援計画に従い、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ態勢を確立しておくとともに、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>	73	受援計画の位置付けについて整理したため																			
(新設)	第8 事業所・企業等との相互応援体制の整備 事業所・企業等の応援・協力活動が行なわれるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、 <u>応援体制を整備する。あわせて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平時からの顔の見える関係構築づくりや関係機関の連携強化に努める。なお、締結した協定については、国の「災害時応援協定システム」を活用し、庁内各部署や県、他市町村等と共有することで、災害時の迅速な応援要請を図る。</u>	73	・山梨県地域防災計画の修正を踏まえた整理による																			

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	第3 災害派遣部隊の受入体制 3 自衛隊との連絡窓口の一本化 派遣された自衛隊との連絡窓口を 総務課 に設置するものとする。	第3 災害派遣部隊の受入体制 3 自衛隊との連絡窓口の一本化 派遣された自衛隊との連絡窓口を 庶務班 に設置するものとする。	75	災害対策本部班の変更による
第6節 災害関係情報等の受伝達	第1 災害情報等の収集・伝達 1 気象情報の受理・伝達 (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (略) 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供 する 。 なお、～(略) (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が 起こるおそれがある ときには「注意報」が、重大な災害が 起こるおそれがある ときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい 場合 には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に発表される。また、土砂災害や 低地 の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等 については 、実際に危険度が高まっている場所が「 危険度分布 」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	第1 災害情報等の収集・伝達 1 気象情報の受理・伝達 (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (略) 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供 される 。 なお、～(略) (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が 発生するおそれがある ときには「注意報」が、重大な災害が 発生するおそれがある ときには「警報」が、 予想される現象が特に異常であるため 重大な災害が 発生するおそれが著しく大きいとき には「特別警報」が、 山梨県内の市町村ごとに 現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に発表される。また、土砂災害や 低い土地 の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等 により 、実際に危険度が高まっている場所は、「 キキクル 」や「 雷ナウキャスト 」、「 竜巻発生ナウキャスト 」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	76	・山梨県地域防災計画の修正による

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																										
第6節 災害関係情報等の受伝達	<p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th style="width: 85%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別警報 (警戒レベル5相当)</td> <td>大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときときに発表される。大雨特別警報に は、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒す べき事項が明記される。災害がすでに発生している状況で あり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを 示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による 重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等 による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報 (警戒レベル3相 当)</td> <td>大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の 避難が必要とされる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大 な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、 堤防の決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避 難が必要とされる。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 (警戒レベル5相当)	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい とき ときに発表される。大雨特別警報に は、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒す べき事項が明記される。災害が すでに発生している状況で あり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを 示す 警戒レベル5に相当。	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい とき ときに発表される。	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による 重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等 による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	警報 (警戒レベル3相 当)	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の 避難が必要とされる。	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大 な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、 堤防の決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避 難が必要とされる。	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒を呼びかける。	<p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th style="width: 85%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特別警報 (警戒レベル5相当)</td> <td>大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫して いる状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必 要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報 (警戒レベル3相 当)</td> <td>暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が 呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があ るとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ れる。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な 災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必 要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 (警戒レベル5相当)	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい と予想された ときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が 発生又は切迫して いる状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必 要があることを示す 警戒レベル5に相当。	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい と予想された ときに発表される。	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい と予想された ときに発表される。	警報 (警戒レベル3相 当)	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が 呼びかけられる。	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があ るとされる警戒レベル3に相当。	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ れる。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な 災害があげられる。高齢者等が 危険な場所から避難する必 要があるとされる警戒レベル3に相当。	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	77	・山梨県地域防災計画の修正 による
特別警報・警報・注意報の種類	概要																													
特別警報 (警戒レベル5相当)	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい とき ときに発表される。大雨特別警報に は、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒す べき事項が明記される。災害が すでに発生している状況で あり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを 示す 警戒レベル5に相当。																													
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい とき ときに発表される。																													
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。																													
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による 重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等 による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																													
警報 (警戒レベル3相 当)	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の 避難が必要とされる。																													
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大 な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、 堤防の決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避 難が必要とされる。																													
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。																													
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。																													
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒を呼びかける。																													
特別警報・警報・注意報の種類	概要																													
特別警報 (警戒レベル5相当)	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい と予想された ときに発表される。大雨特別 警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸 水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特 に警戒すべき事項が明記される。災害が 発生又は切迫して いる状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必 要があることを示す 警戒レベル5に相当。																													
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい と予想された ときに発表される。																													
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい と予想された ときに発表される。																													
警報 (警戒レベル3相 当)	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が 呼びかけられる。																													
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土 砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があ るとされる警戒レベル3に相当。																													
	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ れる。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な 災害があげられる。高齢者等が 危険な場所から避難する必 要があるとされる警戒レベル3に相当。																													
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。																													
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。																													
暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																														

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

章・節・項目	現行		改定後		頁	改定理由	
第6節 災害関係情報等の受伝達	注意報 (警戒レベル2相当)	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。災害に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2 である。	77	・山梨県地域防災計画の修正による
		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる 警戒レベル2 である。		
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。		
		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。		
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。		
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあると発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあると発表される。		
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起るおそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。		
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがあると発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等への 著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生する おそれがあると発表される。		

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

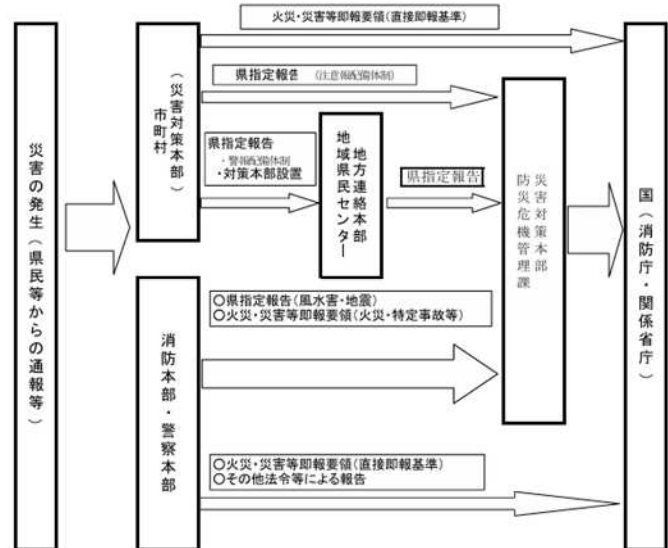
行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

章・節・項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第6節 災害関係情報等の受伝達</p>	<p>※ 地面現象注意報・浸水注意報は、その注意報事項を気象警報及び気象注意報含めて行われ、地面現象の特別警報は、大雨警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p> <p>※ <u>注意報及び警報の種類と発表基準は、資料編「警報・注意報発表基準一覧」を参照する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 山梨県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 竜巻注意報</p> <p>(8) 火災気象通報</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>※ 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、山梨県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。警戒レベル4相当以上の状況で発表する。</p> <p>(8) 竜巻注意情報</p> <p>(9) 火災気象通報</p> <p>(10) 洪水予想 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が共同で、下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。</p>	<p>78</p> <p>79 -80</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第7節 被害状況等報告計画	第2 災害情報のとりまとめ 各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部が、取りまとめ、本部長、副本部長に報告する。	第2 災害情報の取りまとめ 各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部が、取りまとめ、随時、本部長、副本部長に報告する。 <u>また、被害状況は、デジタル技術等も活用し、一元的に管理を行い、庁内のみならず、関係機関においても最新の情報を円滑に共有する。</u>	84	・山梨県地域防災計画の改訂を踏まえた整理による。
	第3 災害情報の報告等 1 県等への報告 本部長は、総務部からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告する。	第3 災害情報の報告等 1 県等への報告 本部長は、総務部からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告するとともに、 <u>被害状況、市災害対策本部設置・解散状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。なお、県が被災し報告できない場合は、国に直接報告する。</u> ～(略)	84	
	2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)	85	
	4 報告の種類・様式 <u>(改編)</u>	4 報告の種類・様式 <u>市は、山梨県地域防災計画及び県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次の種別の災害報告を県に行うものとする。</u> (1) 報告の種別 ① 県指定に基づく被害報告 ② 災害報告報告取扱要領に基づく被害報告 ③ 火災・災害等即報要領に基づく被害報告	86	



出典：山梨県地域防災計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																															
第7節 被害状況等報告計画		<p>(2) 県指定に基づく被害報告</p> <p>① 報告ルート</p> <p>ア 注意報配備体制（大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、震度4の地震）</p> <table border="1" data-bbox="1106 325 1805 624"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>調査報告主体</th> <th>報告ルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括情報</td> <td>市・消防本部</td> <td>市・消防本部 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>人、建物</td> <td>市</td> <td>市 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>農水産物</td> <td>市</td> <td>市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>市・農務事務所</td> <td>市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>市外</td> <td>市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>ライフライン</td> <td>各事業者</td> <td>各管理者 → 防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建橋</td> <td>各管理者</td> <td>管理者 → 中北建設事務所北支所 → 各管理者 → 防災危機管理課 ダム事務所 下水道事務所 ※園（各事務所）→ 治水課・道路維持課</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	調査報告主体	報告ルート	総括情報	市・消防本部	市・消防本部 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁	人、建物	市	市 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁	農水産物	市	市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課	農業用施設	市・農務事務所	市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課	林業関係	市外	市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課	ライフライン	各事業者	各管理者 → 防災危機管理課	道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建橋	各管理者	管理者 → 中北建設事務所北支所 → 各管理者 → 防災危機管理課 ダム事務所 下水道事務所 ※園（各事務所）→ 治水課・道路維持課	86	・山梨県地域防災計画の改訂を踏まえた整理による。							
		被害区分	調査報告主体	報告ルート																															
		総括情報	市・消防本部	市・消防本部 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁																															
人、建物	市	市 → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁																																	
農水産物	市	市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課																																	
農業用施設	市・農務事務所	市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課																																	
林業関係	市外	市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課																																	
ライフライン	各事業者	各管理者 → 防災危機管理課																																	
道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建橋	各管理者	管理者 → 中北建設事務所北支所 → 各管理者 → 防災危機管理課 ダム事務所 下水道事務所 ※園（各事務所）→ 治水課・道路維持課																																	
<p>イ 警報配備体制（大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風(雪)警報）</p> <table border="1" data-bbox="1106 679 1805 1187"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>調査報告主体</th> <th>報告ルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括情報</td> <td>市 県警察本部 消防本部</td> <td>市（地域県民センター） → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁 県警察本部・消防本部 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>人、建物</td> <td>市</td> <td>市 → 中北保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>各施設管理者</td> <td>施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>各施設管理者</td> <td>施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>水道、清掃施設</td> <td>市</td> <td>市 → 中北保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課 一 県治水課（下水道室） → ↓ 一 林務環境事務所 → 森林環境総務課 → ↓</td> </tr> <tr> <td>農水産物</td> <td>市</td> <td>市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>市・農務事務所</td> <td>市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>市外</td> <td>市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建橋</td> <td>各管理者</td> <td>管理者 → 中北建設事務所北支所 → 各管理者 → 防災危機管理課 ダム事務所 下水道事務所 ※園（各事務所）→ 治水課・道路維持課</td> </tr> <tr> <td>ライフライン</td> <td>各事業者</td> <td>各管理者 → 防災危機管理課</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	調査報告主体	報告ルート	総括情報	市 県警察本部 消防本部	市（地域県民センター） → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁 県警察本部・消防本部 → 県防災危機管理課	人、建物	市	市 → 中北保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課	病院	各施設管理者	施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 県防災危機管理課	社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 県防災危機管理課	水道、清掃施設	市	市 → 中北保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課 一 県治水課（下水道室） → ↓ 一 林務環境事務所 → 森林環境総務課 → ↓	農水産物	市	市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課	農業用施設	市・農務事務所	市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課	林業関係	市外	市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課	道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建橋	各管理者	管理者 → 中北建設事務所北支所 → 各管理者 → 防災危機管理課 ダム事務所 下水道事務所 ※園（各事務所）→ 治水課・道路維持課	ライフライン	各事業者	各管理者 → 防災危機管理課	87	
被害区分	調査報告主体	報告ルート																																	
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市（地域県民センター） → 県防災危機管理課 → 総務省消防庁 県警察本部・消防本部 → 県防災危機管理課																																	
人、建物	市	市 → 中北保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課																																	
病院	各施設管理者	施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 県防災危機管理課																																	
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者 → 中北保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 県防災危機管理課																																	
水道、清掃施設	市	市 → 中北保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課 一 県治水課（下水道室） → ↓ 一 林務環境事務所 → 森林環境総務課 → ↓																																	
農水産物	市	市 → 中北農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課																																	
農業用施設	市・農務事務所	市 → 中北農務事務所 → 県耕地課 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課																																	
林業関係	市外	市 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課																																	
道路、橋りょう、河川、ダム、砂防、崖崩れ、下水道、建橋	各管理者	管理者 → 中北建設事務所北支所 → 各管理者 → 防災危機管理課 ダム事務所 下水道事務所 ※園（各事務所）→ 治水課・道路維持課																																	
ライフライン	各事業者	各管理者 → 防災危機管理課																																	
<p>ウ 災害警戒本部、災害対策本部体制</p> <table border="1" data-bbox="1106 1259 1805 1362"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>調査報告主体</th> <th>報告ルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況</td> <td>市民・自主防災組織・事業者・管理者・市</td> <td>市民等 → 市 →（地方連絡本部）兼災害対策本部 → 一 国（消防庁）</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	調査報告主体	報告ルート	被害状況	市民・自主防災組織・事業者・管理者・市	市民等 → 市 →（地方連絡本部）兼災害対策本部 → 一 国（消防庁）	87																												
被害区分	調査報告主体	報告ルート																																	
被害状況	市民・自主防災組織・事業者・管理者・市	市民等 → 市 →（地方連絡本部）兼災害対策本部 → 一 国（消防庁）																																	

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由									
<p>第7節 被害状況等報告計画</p>		<p>② 報告基準</p> <table border="1" data-bbox="1099 252 1798 1350"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 252 1198 284">即報区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1198 252 1798 284">該当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 292 1198 355">火災等即報</td> <td data-bbox="1198 292 1296 355">一般基準</td> <td data-bbox="1296 292 1798 355"> <p>(1) 死者3人以上 (2) 死者・負傷者の合計10人以上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 363 1198 1350"></td> <td data-bbox="1198 363 1296 1350">個別基準</td> <td data-bbox="1296 363 1798 1350"> <p>火災 (1) 建物火災 ア 特定防火対象物で死者が発生 イ 11階以上の階、地下街、準地下街で発生し、利用者等が避難 ウ 国指定重要文化財又は特定違反対象物 エ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定 オ 損害額1億円以上と推定 (2) 林野火災 ア 焼失面積10ha以上と推定 イ 空中消火を要請 ウ 社会的に影響度が高い(住家へ延焼の恐れ等) (3) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、トンネル内車両等の火災 (4) その他 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災 石油コンビナート等特別防火区域内の事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵・取り扱う施設、運搬に係る事故 (1)死者、行方不明者が発生 (2)負傷者5人以上 (3)周辺地域住民が避難又は爆発により建物に被害 (4)500kL以上のタンクの火災、爆発、漏洩 (5)海上、河川への流出 (6)高速道路上等でのタンクローリーの事故による火災、危険物等の漏洩 原子力災害等その他特定の事故 (1)可燃性ガスの爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高い</p> </td> </tr> </tbody> </table>	即報区分	該当事項		火災等即報	一般基準	<p>(1) 死者3人以上 (2) 死者・負傷者の合計10人以上</p>		個別基準	<p>火災 (1) 建物火災 ア 特定防火対象物で死者が発生 イ 11階以上の階、地下街、準地下街で発生し、利用者等が避難 ウ 国指定重要文化財又は特定違反対象物 エ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定 オ 損害額1億円以上と推定 (2) 林野火災 ア 焼失面積10ha以上と推定 イ 空中消火を要請 ウ 社会的に影響度が高い(住家へ延焼の恐れ等) (3) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、トンネル内車両等の火災 (4) その他 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災 石油コンビナート等特別防火区域内の事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵・取り扱う施設、運搬に係る事故 (1)死者、行方不明者が発生 (2)負傷者5人以上 (3)周辺地域住民が避難又は爆発により建物に被害 (4)500kL以上のタンクの火災、爆発、漏洩 (5)海上、河川への流出 (6)高速道路上等でのタンクローリーの事故による火災、危険物等の漏洩 原子力災害等その他特定の事故 (1)可燃性ガスの爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高い</p>	<p>88 -89</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>
即報区分	該当事項												
火災等即報	一般基準	<p>(1) 死者3人以上 (2) 死者・負傷者の合計10人以上</p>											
	個別基準	<p>火災 (1) 建物火災 ア 特定防火対象物で死者が発生 イ 11階以上の階、地下街、準地下街で発生し、利用者等が避難 ウ 国指定重要文化財又は特定違反対象物 エ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定 オ 損害額1億円以上と推定 (2) 林野火災 ア 焼失面積10ha以上と推定 イ 空中消火を要請 ウ 社会的に影響度が高い(住家へ延焼の恐れ等) (3) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、トンネル内車両等の火災 (4) その他 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災 石油コンビナート等特別防火区域内の事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵・取り扱う施設、運搬に係る事故 (1)死者、行方不明者が発生 (2)負傷者5人以上 (3)周辺地域住民が避難又は爆発により建物に被害 (4)500kL以上のタンクの火災、爆発、漏洩 (5)海上、河川への流出 (6)高速道路上等でのタンクローリーの事故による火災、危険物等の漏洩 原子力災害等その他特定の事故 (1)可燃性ガスの爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高い</p>											

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後		頁	改定理由
第7節 被害状況等報告計画		災害即報	<u>一般基準</u> (1)災害救助法の適用基準に合致するもの (2)都道府県、市町村が災害対策本部を設置したもの (3)災害が2都道府県以上にまたがるもので、1都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	89	・山梨県地域防災計画の修正による
<u>個別基準</u> (1)地震が発生し震度4以上を記録 (2)風水害により人的、住家被害が発生 (3)雪害 ア 人的、住家被害が発生 イ 孤立集落が発生 (4)火山災害 ア 臨時火山情報の発表により登山、通行規制を実施 イ 人的、住家被害が発生 (5)社会的影響度が高い					

蕨崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第10節 消防対策</p>	<p>第7 林野火災の応急対策</p> <p>2 林野火災防ぎょ計画の樹立等</p> <p><u>市長又は消防長は、林野火災防ぎょに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を策定するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>3 資機材整備計画</p> <p>本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第7 林野火災の応急対策</p> <p>2 林野火災ぼうぎょ計画の樹立等</p> <p><u>消防関係機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防衛図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定に行い、効果的な消火活動体制を整備するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>3 資機材整備計画</p> <p>本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した効果的な資機材、水利等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(1)熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空等の関連する資機材の検討</u></p> <p><u>(2)水利が限られる山間地での活動の実施の為自然水利の利用や水防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化</u></p> <p><u>(3)建設業者等の所有車両の活用検討と連携強化</u></p> <p>4 消防関係機関の連携強化</p> <p><u>林野火災においては迅速な初期消火の重要性に鑑み、消防団について、峡北消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>5 指揮体制の早期確立</p> <p><u>市長又は峡北消防本部消防長は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>6 避難対策</p> <p><u>市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、特に、要配慮者に対する避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。</u></p>	<p>99</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>・山梨県地域防災計画の改正を踏まえた整理のため</p> <p>・山梨県地域防災計画の修正による</p> <p>・山梨県地域防災計画の修正による</p> <p>・山梨県地域防災計画の修正による</p> <p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>
<p>第11節 緊急輸送対策</p>	<p>第2 輸送の方法</p> <p>2 列車による輸送</p> <p>自動車の使用が不可能な場合、又は汽車や列車によることが適当な場合は、これによる。</p>	<p>第2 輸送の方法</p> <p>2 列車による輸送</p> <p>自動車の使用が不可能な場合、又は列車によることが適当な場合は、これによる。</p>	<p>101</p>	<p>現状に合わせるため</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第12節 交通対策	第1 交通応急対策 1 交通支障箇所の調査及び連絡 (1) ～ (略) また、災害が発生した場合には、 建設部 建設班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。	第1 交通応急対策 1 交通支障箇所の調査及び連絡 (1) ～ (略) また、災害が発生した場合には、 インフラ支援部 建設班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。	105	・災害対策本部組織の名称変更による
	第6 緊急通行車両の確認申請 2 緊急通行車両の事前届出 ～ (略)	第6 緊急通行車両の確認申請 2 緊急通行車両の事前届出 ～ (略) また、 災害対策基本法に規定する指定行政機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、災害の発生前に確認申出をすることにより、事前に緊急通行車両確認証明書と緊急通行車両確認標章の交付を受けることができるため、平時から事前に手続きを行い、交付を受けておくものとする。	109	・山梨県地域防災計画の修正による
第13節 災害救助法による救助	第2 災害救助法の適用基準 1 災害救助法の適用基準 (1)～(4) (略) (新設)	第2 災害救助法の適用基準 1 災害救助法の適用基準 (1)～(4) (略) (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。	113	・山梨県地域防災計画の修正による
	第5 災害救助法による救助 1 避難 (3) 避難所設置の方法 ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に 仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。 イ～ウ (略) (4) 開設期間 災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、 厚生労働大臣 に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。 (5) 費用	第5 災害救助法による救助 1 避難 (1)～(2) (略) (3) 避難所設置の方法 ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に 移動可能な施設、車両等を設置することその他適切な方法により開設する。 イ～ウ (略) (4) 開設期間 災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、 内閣府 に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。 (5) 費用	114	・山梨県地域防災計画の修正による

費用	加算	備考
1人1日当たり350円以内	福祉避難所は、特別な配慮のために供与した通常実費	避難所設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所など設置費

費用	加算	備考
1人1日当たり600円以内	福祉避難所は、特別な配慮のために供与した通常実費	避難所設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所など設置費

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																																																																					
第13節 災害救助法による救助	<p>2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設</p> <p>イ 応急仮設住宅の設置方法</p> <p>(イ) 敷地は、<u>市民の協力を得て選定する。</u></p> <p>ウ 建設が他応急仮設住宅の規模及び着工期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>費用</th> <th>着工期限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の実情、世帯構成等に応じ</td> <td>1戸当たり、6,883千円以内</td> <td>災害発生の日から20日以内</td> <td>費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費</td> </tr> </tbody> </table>	規模	費用	着工期限	備 考	地域の実情、世帯構成等に応じ	1戸当たり、6,883千円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費	<p>2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設</p> <p>イ 応急仮設住宅の設置方法</p> <p>(イ) 敷地は、<u>原則として公有地を利用する。</u></p> <p>ウ 建設が他応急仮設住宅の規模及び着工期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>費用</th> <th>着工期限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の実情、世帯構成等に応じ</td> <td>1戸当たり、7,069千円以内</td> <td>災害発生の日から20日以内</td> <td>費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費</td> </tr> </tbody> </table>	規模	費用	着工期限	備 考	地域の実情、世帯構成等に応じ	1戸当たり、7,069千円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費	114	・山梨県地域防災計画の修正による																																																					
	規模	費用	着工期限	備 考																																																																					
	地域の実情、世帯構成等に応じ	1戸当たり、6,883千円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費																																																																					
規模	費用	着工期限	備 考																																																																						
地域の実情、世帯構成等に応じ	1戸当たり、7,069千円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費、建築事務費等の一切の経費																																																																						
<p>3 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 費用</p> <p>1人1日<u>1,330円</u>以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)</p>	<p>3 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 費用</p> <p>1人1日<u>1,390円</u>以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)</p>	115	・山梨県地域防災計画の修正による																																																																						
<p>4 生活必需品の給付又は貸与</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給与(貸与)費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>19,800円</td> <td>25,400円</td> <td>37,700円</td> <td>45,000円</td> <td>57,000円</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td>全壊・流失</td> <td>32,800円</td> <td>42,400円</td> <td>59,000円</td> <td>69,000円</td> <td>87,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6,500円</td> <td>8,700円</td> <td>13,000円</td> <td>15,900円</td> <td>20,000円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>10,400円</td> <td>13,600円</td> <td>19,400円</td> <td>23,000円</td> <td>29,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)</p>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	全壊	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円	全壊・流失	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円	半壊	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円	半壊・床上浸水	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円	<p>4 生活必需品の給付又は貸与</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 給与(貸与)費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>20,300円</td> <td>26,100円</td> <td>38,700円</td> <td>46,200円</td> <td>58,500円</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>全壊・流失</td> <td>33,700円</td> <td>43,500円</td> <td>60,600円</td> <td>70,900円</td> <td>89,300円</td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6,700円</td> <td>8,900円</td> <td>13,400円</td> <td>16,300円</td> <td>20,500円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>10,700円</td> <td>14,000円</td> <td>19,900円</td> <td>23,600円</td> <td>29,800円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)</p>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	全壊	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円	全壊・流失	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円	半壊	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円	半壊・床上浸水	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円	115	・山梨県地域防災計画の修正による
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額																																																																			
全壊	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円																																																																			
全壊・流失	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円																																																																			
半壊	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円																																																																			
半壊・床上浸水	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円																																																																			
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額																																																																			
全壊	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円																																																																			
全壊・流失	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円																																																																			
半壊	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円																																																																			
半壊・床上浸水	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円																																																																			
<p><u>(新設)</u></p>	<p>8 福祉サービスの提供</p> <p>(1) <u>福祉サービスの提供を受ける者</u></p> <p>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者(高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者)</p> <p>(2) <u>福祉サービスの提供の方法</u></p> <p>災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。</p> <p>(3) <u>福祉サービスの範囲</u></p> <p>ア 災害時要配慮者に関する情報の把握</p> <p>イ 災害時要配慮者からの相談対応</p> <p>ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</p> <p>エ 災害時要配慮者の避難所への誘導</p> <p>オ 福祉避難所の運営(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く)</p>	116	・山梨県地域防災計画の修正による																																																																						

項目	現行	改定後	頁	改定理由																							
第13節 災害救助法による救助	<p>8 障害物の除去</p> <p>(2) 実施期間及び費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間²⁾</th> <th>費用の限度額²⁾</th> <th>備 考²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生の日から10日以内²⁾</td> <td>1世帯当たり140,000円以内²⁾</td> <td>ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費又は購入費、輸送費及び資金職員等雇上費等²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	備 考 ²⁾	災害発生の日から10日以内 ²⁾	1世帯当たり140,000円以内 ²⁾	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費又は購入費、輸送費及び資金職員等雇上費等 ²⁾	<p>(4) 費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上記ア～エ²⁾</th> <th>消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費²⁾</th> </tr> <tr> <th>上記オ²⁾</th> <th>消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借り上げ日または購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費の実費²⁾</th> </tr> </thead> </table>	上記ア～エ ²⁾	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費 ²⁾	上記オ ²⁾	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借り上げ日または購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費の実費 ²⁾	117	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>													
	実施期間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	備 考 ²⁾																								
	災害発生の日から10日以内 ²⁾	1世帯当たり140,000円以内 ²⁾	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費又は購入費、輸送費及び資金職員等雇上費等 ²⁾																								
	上記ア～エ ²⁾	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費 ²⁾																									
上記オ ²⁾	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借り上げ日または購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費の実費 ²⁾																										
<p>9 死体の搜索</p> <p>(1) 搜索を受ける者 行方不明者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者</p> <p>(2) 搜索期間 (略)</p> <p>(3) 費用 搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等</p>	<p>9 障害物の除去</p> <p>(2) 実施期間及び費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間²⁾</th> <th>費用の限度額²⁾</th> <th>備 考²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生の日から10日以内²⁾</td> <td>1世帯当たり143,900円以内²⁾</td> <td>ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び資金職員等雇上費等²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	備 考 ²⁾	災害発生の日から10日以内 ²⁾	1世帯当たり143,900円以内 ²⁾	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び資金職員等雇上費等 ²⁾	117	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>																		
実施期間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	備 考 ²⁾																									
災害発生の日から10日以内 ²⁾	1世帯当たり143,900円以内 ²⁾	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び資金職員等雇上費等 ²⁾																									
<p>10 死体の処理</p> <p>(4) 死体処理に要する費用の限度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分²⁾</th> <th>限 度 条 件²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗浄、縫合、消毒</td> <td>死体1体当たり3,600円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>死体の一時保存</td> <td>既存建物利用の場合は、通常の借上料¹⁾ 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,700円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>検 察 の 費 用</td> <td>教護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、教護班でない場合はその地域の慣行料金とする。²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 ²⁾	限 度 条 件 ²⁾	洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,600円以内 ²⁾	死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 ¹⁾ 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,700円以内 ²⁾	検 察 の 費 用	教護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、教護班でない場合はその地域の慣行料金とする。 ²⁾	<p>10 死体の搜索</p> <p>(1) 搜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者</p> <p>(2) 搜索期間 (略)</p> <p>(3) 費用 搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等</p>	117	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>																
区 分 ²⁾	限 度 条 件 ²⁾																										
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,600円以内 ²⁾																										
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 ¹⁾ 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,700円以内 ²⁾																										
検 察 の 費 用	教護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、教護班でない場合はその地域の慣行料金とする。 ²⁾																										
<p>11 死体の埋葬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大人(12歳以上)²⁾</th> <th>小人(12歳未満)²⁾</th> <th>備 考²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1体当たり226,100円以内²⁾</td> <td>1体当たり180,800円以内²⁾</td> <td>棺、(付属品を含む)、發着及び覆棺、火葬代、職員雇上費</td> </tr> </tbody> </table>	大人(12歳以上) ²⁾	小人(12歳未満) ²⁾	備 考 ²⁾	1体当たり226,100円以内 ²⁾	1体当たり180,800円以内 ²⁾	棺、(付属品を含む)、發着及び覆棺、火葬代、職員雇上費	<p>11 死体の処理</p> <p>(4) 死体処理に要する費用の限度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分²⁾</th> <th>限 度 条 件²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗浄、縫合、消毒</td> <td>死体1体当たり3,700円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>死体の一時保存</td> <td>既存建物利用の場合は、通常の借上料¹⁾ 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり5,900円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>検 察 の 費 用</td> <td>教護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、教護班でない場合はその地域の慣行料金とする。²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 ²⁾	限 度 条 件 ²⁾	洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,700円以内 ²⁾	死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 ¹⁾ 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり5,900円以内 ²⁾	検 察 の 費 用	教護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、教護班でない場合はその地域の慣行料金とする。 ²⁾	117	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>										
大人(12歳以上) ²⁾	小人(12歳未満) ²⁾	備 考 ²⁾																									
1体当たり226,100円以内 ²⁾	1体当たり180,800円以内 ²⁾	棺、(付属品を含む)、發着及び覆棺、火葬代、職員雇上費																									
区 分 ²⁾	限 度 条 件 ²⁾																										
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,700円以内 ²⁾																										
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 ¹⁾ 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり5,900円以内 ²⁾																										
検 察 の 費 用	教護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、教護班でない場合はその地域の慣行料金とする。 ²⁾																										
<p>12 教科書等学用品の給与</p> <p>(2) 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目²⁾</th> <th>期 間²⁾</th> <th>費用の限度額²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内²⁾</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒)²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)²⁾</td> </tr> <tr> <td>文 房 具</td> <td>災害発生の日から15日以内²⁾</td> <td>小学校児童 1人当たり 5,200円以内²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,500円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内²⁾</td> <td>高等学校等生徒 1人当たり 6,000円以内²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	品 目 ²⁾	期 間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内 ²⁾	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒) ²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒) ²⁾	文 房 具	災害発生の日から15日以内 ²⁾	小学校児童 1人当たり 5,200円以内 ²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,500円以内 ²⁾	通学用品	災害発生の日から15日以内 ²⁾	高等学校等生徒 1人当たり 6,000円以内 ²⁾	<p>12 死体の埋葬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大人(12歳以上)²⁾</th> <th>小人(12歳未満)²⁾</th> <th>備 考²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1体当たり232,200円以内²⁾</td> <td>1体当たり185,700円以内²⁾</td> <td>棺、火葬代、職員雇上費、輸送費を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	大人(12歳以上) ²⁾	小人(12歳未満) ²⁾	備 考 ²⁾	1体当たり232,200円以内 ²⁾	1体当たり185,700円以内 ²⁾	棺、火葬代、職員雇上費、輸送費を含む。	118	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>						
品 目 ²⁾	期 間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内 ²⁾	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒) ²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒) ²⁾																									
文 房 具	災害発生の日から15日以内 ²⁾	小学校児童 1人当たり 5,200円以内 ²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,500円以内 ²⁾																									
通学用品	災害発生の日から15日以内 ²⁾	高等学校等生徒 1人当たり 6,000円以内 ²⁾																									
大人(12歳以上) ²⁾	小人(12歳未満) ²⁾	備 考 ²⁾																									
1体当たり232,200円以内 ²⁾	1体当たり185,700円以内 ²⁾	棺、火葬代、職員雇上費、輸送費を含む。																									
<p>13 教科書等学用品の給与</p> <p>(2) 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目²⁾</th> <th>期 間²⁾</th> <th>費用の限度額²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内²⁾</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒)²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)²⁾</td> </tr> <tr> <td>文 房 具</td> <td>災害発生の日から15日以内²⁾</td> <td>小学校児童 1人当たり 5,500円以内²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,800円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内²⁾</td> <td>高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	品 目 ²⁾	期 間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内 ²⁾	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒) ²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒) ²⁾	文 房 具	災害発生の日から15日以内 ²⁾	小学校児童 1人当たり 5,500円以内 ²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,800円以内 ²⁾	通学用品	災害発生の日から15日以内 ²⁾	高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内 ²⁾	<p>13 教科書等学用品の給与</p> <p>(2) 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目²⁾</th> <th>期 間²⁾</th> <th>費用の限度額²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内²⁾</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒)²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)²⁾</td> </tr> <tr> <td>文 房 具</td> <td>災害発生の日から15日以内²⁾</td> <td>小学校児童 1人当たり 5,500円以内²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,800円以内²⁾</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内²⁾</td> <td>高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	品 目 ²⁾	期 間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内 ²⁾	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒) ²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒) ²⁾	文 房 具	災害発生の日から15日以内 ²⁾	小学校児童 1人当たり 5,500円以内 ²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,800円以内 ²⁾	通学用品	災害発生の日から15日以内 ²⁾	高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内 ²⁾	118	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>
品 目 ²⁾	期 間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内 ²⁾	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒) ²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒) ²⁾																									
文 房 具	災害発生の日から15日以内 ²⁾	小学校児童 1人当たり 5,500円以内 ²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,800円以内 ²⁾																									
通学用品	災害発生の日から15日以内 ²⁾	高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内 ²⁾																									
品 目 ²⁾	期 間 ²⁾	費用の限度額 ²⁾																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内 ²⁾	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学生徒) ²⁾ 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒) ²⁾																									
文 房 具	災害発生の日から15日以内 ²⁾	小学校児童 1人当たり 5,500円以内 ²⁾ 中学生徒 1人当たり 5,800円以内 ²⁾																									
通学用品	災害発生の日から15日以内 ²⁾	高等学校等生徒 1人当たり 6,300円以内 ²⁾																									

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

章・節・項目	現行	改定後	頁	改定理由
第14節 避難対策	<p>第3 避難場所と避難所の定義等</p> <p>避難場所には、次のとおり「避難場所」と「避難所」があり、それぞれ目的や対象者等により細かく区分される。</p> <p>2 避難所</p> <p>(1) 避難所の種類 (略)</p>	<p>第3 避難場所と避難所の定義等</p> <p>避難場所には、次のとおり「避難場所」と「避難所」があり、それぞれ目的や対象者等により細かく区分される。</p> <p>市は、施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ必要に応じ、次の基準により避難所を指定しておく。</p> <p>また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の受け入れ先として社会福祉施設や介護保険施設等に対し、福祉避難所の拡充に努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保につとめる。なお、避難場所・避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。</p> <p>2 避難所</p> <p>(1) 避難所の種類 (略)</p> <p>「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が同施設となっていることが多いことから「地震直後や風水害の事前避難のために緊急的に避難する場所」と「避難生活を送るために避難する場所」の違いについて周知徹底する。</p>	119	・山梨県地域防災計画の修正を踏まえた整理による
	<p>第4 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画の概要 (1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 避難(場)所等の選定基準 (1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画の概要 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化</p> <p>(10) 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等</p> <p>2 避難(場)所等の選定基準 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>(6) 福祉避難所の施設の情報(施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等)や避難方法について、ホームページ上に公開したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知に努める。</p> <p>(7) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</p>	121 122	・山梨県地域防災計画の修正による ・山梨県地域防災計画の修正による

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第14節 避難対策</p>		<p><u>(8) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u></p> <p><u>(9) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p>	122	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>
	<p>第6 避難所の開設及び運営</p> <p><u>資料編「避難所運営マニュアル」を参照。</u></p> <p><u>避難所の運営は生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮するよう「避難所運営マニュアル」の見直しを進める。改訂後はHP等で周知し、地区長連合会総会、自主防災組織連絡協議会などで周知する。</u></p>	<p>第6 避難所の開設</p> <p><u>1 避難所の開設</u></p> <p><u>市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p><u>2 開設の時期</u></p> <p><u>市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p><u>3 避難所の量的確保と周知</u></p> <p><u>市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、協定施設に対して避難所開設の要請を行い、ホームページやらさき防災行政ナビ等の多様な手段を活用して周知する。特に、ホテル・旅館などは、要配慮者用の避難施設として活用する。</u></p> <p><u>4 安全性の確保</u></p> <p><u>市は、避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。</u></p> <p><u>5 設置の可否の検討</u></p> <p><u>市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置、維持することの適否を検討する。</u></p> <p><u>6 開設状況の報告</u></p> <p><u>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう避難所の開設状況などとともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを活用して、迅速に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p><u>7 避難所の混雑状況の周知</u></p> <p><u>市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。</u></p>	123	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第14節 避難対策</p>	<p>(新設)</p>	<p>第7 避難所における管理運営</p> <p>1 マニュアルの整備と普及啓発</p> <p>避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、平時からマニュアルの作成や改訂、訓練を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>2 指定避難所における良好な生活環境の確保</p> <p>市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊出しに利用できる学校給食施設の等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、資料処理状況、健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>3 避難の長期化への対応</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>4 男女共同参画の促進</p> <p>指定避難所等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に女性専用の更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による指定避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置等、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p>	<p>123</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第14節 避難対策</p>	<p>(新設)</p>	<p>5 避難所における安全確保 <u>市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、以下の点に配慮して運営する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする、</u> <u>(1)女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する</u> <u>(2)トイレ・更衣室・入浴施設は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する</u> <u>(3)照明を増設する</u> <u>(4)性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する</u></p> <p>6 在宅避難者に対する支援 <u>市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> <p>7 応急仮設住宅の早期提供による避難所の解消 <u>災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の転貸、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>8 実施主体間の調整 <u>市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p>9 協定・届出避難所の把握 <u>市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>10 車中泊避難者の支援 <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援策を検討するよう努める、その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>	<p>124</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第14節 避難対策	(新設) (新設)	<p>2 社会福祉施設等における入所者の安全確保</p> <p>(1) 入所者の安全確保 被災した社会福祉施設等は、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導等を行う。また必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。</p> <p>(2) 被災状況の報告 被災した社会福祉施設等は、市又は県へ被害状況の報告を速やかに行う。</p> <p>(3) 入所者の移送 施設の破損等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、あらかじめ定めた手順により他の施設へ移送を行う。</p> <p>(4) 支援要請 被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。</p> <p>3 外国人の支援対策</p> <p>(1) 市は、地域の自治会、町内会、自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、給与活動に努める。</p> <p>(2) 市及び県は、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供に努める。</p> <p>(3) 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するためボランティア等の協力を得ながら相談体制を準備する。</p>	126	・山梨県地域防災計画の修正に伴う整理による
	(新設)	<p>第10 孤立集落への対応</p> <p>市は、県と連携し、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。</p>	126	・山梨県地域防災計画の修正による
	(新設)	<p>第11 広域避難対策</p> <p>市は、市町村、県の区域を越えた避難者について、知事からの協議に伴い受け入れの検討を行う。</p>	127	・山梨県地域防災計画の修正による

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第15節 医療救護対策	<p>医療助産対策</p> <p>第4 精神保健医療対策</p> <p>精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県救護本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。</p>	<p>医療救護対策</p> <p>第4 精神保健医療対策</p> <p>精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県救護本部（健康増進課）に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。</p>	127 128	・山梨県地域防災計画の修正による
第17節 食料供給対策	<p>第4 食料集積所の確保</p> <p>3 当該施設に搬送された救援食料等は、市民生活部市民生活班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。～（略）</p>	<p>第4 食料集積所の確保</p> <p>3 当該施設に搬送された救援食料等は、住民支援部市民生活班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。～（略）</p>	133	・災害対策本部組織の名称変更による
第18節 生活必需物資等救援対策	<p><u>災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらを直ちに入手することが出来ない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）与を実施する。</u></p> <p>第1 実施方法</p> <p>被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。</p>	<p><u>被災者の生活の維持のために必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における冷暖房器具、感染症拡大防止に必要な物資、燃料、家庭動物の飼養に関する資材等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第1 実施方針</p> <p>(1) 被災者に対する衣料、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。</p> <p>(2) 市は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。</p>	135	・山梨県地域防災計画の修正による

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
<p>第18節 生活必需物資等救援対策</p>		<p>(3) 市は、避難所又はその近傍で、自己完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほかマスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資などの避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの備蓄状況については、年に1回広く住民に公表するものとする。この際、避難生活における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもに配慮するものとする。</p> <p>(4) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達、輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の検討を行う。</p> <p>(5) 市及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p> <p>(6) 市及び県は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>135</p>	<p>・山梨県地域防災計画の修正による</p>

項目	現行	改定後	頁	改定理由									
第18節 生活必需物資等救援対策	(新設) 第3 救援物資集積所の確保 <table border="1" data-bbox="331 975 1043 1066"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韮崎市総合運動場(体育館)</td> <td>韮崎市本町四丁目9番25号</td> <td>(0551) 22-0498</td> </tr> <tr> <td>韮崎中央体育館</td> <td>韮崎市藤井町南下條897番地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	連 絡 先	韮崎市総合運動場(体育館)	韮崎市本町四丁目9番25号	(0551) 22-0498	韮崎中央体育館	韮崎市藤井町南下條897番地		4 物資等の供給の要請等 (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。 (2) 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。 (3) 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。 (4) 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。 (5) 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。 (6) 市及び県は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。 (7) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、避難所までの輸送体制を確保するものとする。	136	・山梨県地域防災計画の修正による
名 称	所 在 地	連 絡 先											
韮崎市総合運動場(体育館)	韮崎市本町四丁目9番25号	(0551) 22-0498											
韮崎中央体育館	韮崎市藤井町南下條897番地												
第19節 飲料水等確保対策	3 応急給水方法 市は、次により応急給水を実施する。	3 応急給水方法 市は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握したうえで、 <u>応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。給水活動は、概ね次の要領で実施する。</u> 4 代替水源の確保 市は、 <u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共用井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>	137 138	・韮崎市総合運動場(体育館)の廃止による削除 ・山梨県地域防災計画の修正による									

蕨崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由										
第19節 飲料水等確保対策	<p>4 応急給水資機材</p> <p>市は、次の資機材等により応急給水を実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>5 応急給水資機材</p> <p>市は、次の資機材等により応急給水を実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 組立式給水タンクへの補水</p>	139	・山梨県地域防災計画の修正による										
第21節 廃棄物処理対策	<p>災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。</p>	<p>災害廃棄物処理計画に基づき、災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。</p> <p>災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市が処理の主体となることを基本とする。</p> <p>災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。</p>	143	・山梨県地域防災計画の修正による										
	<p>第1 実施責任者</p> <p><u>ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。</u></p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>① 時期区分</p> <p>災害廃棄物処理計画では、市及び一部事務組合並びに県が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理している。</p> <p>② 役割分担</p> <p>災害廃棄物処理における市及び一部事務組合、県の役割分担は次のとおりである。</p> <p>●市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、自然災害に起因して発生する一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施 ・ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。 <p>●県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援 ・県内における処理全体の進捗管理 ・市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理 <p>③ 対象とする災害廃棄物</p> <p>本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。</p> <table border="1"> <caption><災害時に発生する廃棄物></caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活ごみ</td> <td>家庭から排出される生活ごみ</td> </tr> <tr> <td>避難所ごみ</td> <td>避難所から排出されるごみ</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、 損壊建物の除去等に伴い排出される廃棄物</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	避難所ごみ	避難所から排出されるごみ	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、 損壊建物の除去等に伴い排出される廃棄物	143	・山梨県地域防災計画の修正による
種類	内容													
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ													
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ													
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水													
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、 損壊建物の除去等に伴い排出される廃棄物													

蕨崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																																					
第21節 廃棄物処理対策	<p>第2 ごみ処理</p> <p>1 被害状況等の把握</p> <p>災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。</p> <p>第3 し尿処理</p> <p>(1) し尿は、次表のし尿処理施設で処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名^ア</th> <th>所在地^イ</th> <th>電話番号^ロ</th> <th>処理能力^ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峡北広域行政事務組合^ニ 峡北南部衛生センター^ホ</td> <td>蕨崎市栄二丁目5番48号^ニ</td> <td>0551-22-0089^ロ</td> <td>72kl/日^ハ</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 ^ア	所在地 ^イ	電話番号 ^ロ	処理能力 ^ハ	峡北広域行政事務組合 ^ニ 峡北南部衛生センター ^ホ	蕨崎市栄二丁目5番48号 ^ニ	0551-22-0089 ^ロ	72kl/日 ^ハ	<p>第2 発災後の廃棄物対応</p> <p>1 被害状況等の把握</p> <p>災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。あわせて、随時、県へ報告する。</p> <p>3 処理方法</p> <p>(1) し尿は、次表のし尿処理施設で処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名^ア</th> <th>所在地^イ</th> <th>電話番号^ロ</th> <th>処理能力^ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中巨摩地区広域事務組合^ニ 衛生センター^ホ</td> <td>中央市乙黒1803-3^ニ</td> <td>055-273-4167^ロ</td> <td>85kl/日^ハ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※峡北南部衛生センターは令和8年3月31日をもって終了。^ク</p>	施設名 ^ア	所在地 ^イ	電話番号 ^ロ	処理能力 ^ハ	中巨摩地区広域事務組合 ^ニ 衛生センター ^ホ	中央市乙黒1803-3 ^ニ	055-273-4167 ^ロ	85kl/日 ^ハ	144	・山梨県地域防災計画の修正による																					
	施設名 ^ア	所在地 ^イ	電話番号 ^ロ	処理能力 ^ハ																																					
峡北広域行政事務組合 ^ニ 峡北南部衛生センター ^ホ	蕨崎市栄二丁目5番48号 ^ニ	0551-22-0089 ^ロ	72kl/日 ^ハ																																						
施設名 ^ア	所在地 ^イ	電話番号 ^ロ	処理能力 ^ハ																																						
中巨摩地区広域事務組合 ^ニ 衛生センター ^ホ	中央市乙黒1803-3 ^ニ	055-273-4167 ^ロ	85kl/日 ^ハ																																						
第27節 民生安定事業計画	<p>第1 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 被災者生活再建支援法の適用要件</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>2 被災者生活再建支援金の支給条件</p> <p>(1) 支援金の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> </tr> </tbody> </table>		限度額	複数（2人以上）世帯	300万円	単数（1人）世帯	225万円	<p>第1 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 被災者生活再建支援法の適用要件</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>2 被災者生活再建支援金の支給条件</p> <p>(1) 支援金の基準</p> <p>対象世帯と支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）^ク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度^イ</th> <th colspan="2">支給額^ロ</th> </tr> <tr> <th>複数世帯^ハ</th> <th>単身世帯^ニ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊世帯（法第2条第2号イ）^イ</td> <td>100万円^ロ</td> <td>75万円^ニ</td> </tr> <tr> <td>解体世帯（法第2条第2号ロ）^イ</td> <td>100万円^ロ</td> <td>75万円^ニ</td> </tr> <tr> <td>長期避難世帯（法第2条第2号ハ）^イ</td> <td>100万円^ロ</td> <td>75万円^ニ</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）^イ</td> <td>50万円^ロ</td> <td>37.5万円^ニ</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）^ク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の再建方法^イ</th> <th colspan="2">支給額^ロ</th> </tr> <tr> <th>複数世帯^ハ</th> <th>単身世帯^ニ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住する住宅を建設し、又は購入する世帯^イ （法第3条第2項第1号）^ク</td> <td>200万円^ロ</td> <td>150万円^ニ</td> </tr> <tr> <td>居住する住宅を補修する世帯^イ （法第3条第2項第2号）^ク</td> <td>100万円^ロ</td> <td>75万円^ニ</td> </tr> <tr> <td>居住する住宅を賃貸する世帯^イ （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）^ク</td> <td>50万円^ロ</td> <td>37.5万円^ニ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。^ク</p>	住宅の被害程度 ^イ	支給額 ^ロ		複数世帯 ^ハ	単身世帯 ^ニ	全壊世帯（法第2条第2号イ） ^イ	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ	解体世帯（法第2条第2号ロ） ^イ	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ	長期避難世帯（法第2条第2号ハ） ^イ	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ	大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ） ^イ	50万円 ^ロ	37.5万円 ^ニ	住宅の再建方法 ^イ	支給額 ^ロ		複数世帯 ^ハ	単身世帯 ^ニ	居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 ^イ （法第3条第2項第1号） ^ク	200万円 ^ロ	150万円 ^ニ	居住する住宅を補修する世帯 ^イ （法第3条第2項第2号） ^ク	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ	居住する住宅を賃貸する世帯 ^イ （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号） ^ク	50万円 ^ロ	37.5万円 ^ニ	156	・山梨県地域防災計画の修正による
	限度額																																								
複数（2人以上）世帯	300万円																																								
単数（1人）世帯	225万円																																								
住宅の被害程度 ^イ	支給額 ^ロ																																								
	複数世帯 ^ハ	単身世帯 ^ニ																																							
全壊世帯（法第2条第2号イ） ^イ	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ																																							
解体世帯（法第2条第2号ロ） ^イ	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ																																							
長期避難世帯（法第2条第2号ハ） ^イ	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ																																							
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ） ^イ	50万円 ^ロ	37.5万円 ^ニ																																							
住宅の再建方法 ^イ	支給額 ^ロ																																								
	複数世帯 ^ハ	単身世帯 ^ニ																																							
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 ^イ （法第3条第2項第1号） ^ク	200万円 ^ロ	150万円 ^ニ																																							
居住する住宅を補修する世帯 ^イ （法第3条第2項第2号） ^ク	100万円 ^ロ	75万円 ^ニ																																							
居住する住宅を賃貸する世帯 ^イ （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号） ^ク	50万円 ^ロ	37.5万円 ^ニ																																							
			156	・山梨県地域防災計画の修正による																																					

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																														
第27節 民生安定事業計画	第3 農業災害関係金融対策 (新設)	第3 農業災害関係金融対策 (1) 山梨県農業災害対策資金 <table border="1" data-bbox="1070 304 1805 507"> <tr><td>資金の目的</td><td>自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。</td></tr> <tr><td>貸付対象者</td><td>自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む)で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者。</td></tr> <tr><td>資金の用途</td><td>経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費。</td></tr> <tr><td>貸付限度額</td><td>500万円以内(個人・法人とも)。</td></tr> <tr><td>貸付利率</td><td>無利子(県・市町村・融資機関が負担)※保証料も融資機関が負担。</td></tr> <tr><td>据置期間</td><td>1年以内(復旧資金は3年以内)。</td></tr> <tr><td>償還期限</td><td>5年以内(復旧資金は10年以内)。</td></tr> <tr><td>資金源</td><td>農協。</td></tr> </table> (2) 天災資金 <table border="1" data-bbox="1070 571 1805 1158"> <tr><td>貸付対象</td><td>天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に甚しい被害を受けた農協、同連合会等。</td></tr> <tr><td>資金の用途</td><td>播種、肥料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び稚買ほたて、木の購入資金、炭炭播種資金その他政令で定めるもの、被害組合の事業運営に必要な資金。</td></tr> <tr><td>貸付限度額</td><td>「被害農林業者の経営に必要な資金」、 農林業者、 個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額、 数基災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額、 「被害組合の運営に必要な資金」、 農協、同連合会等、 農協2,500万円(連合会5,000万円)、 数基災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)。</td></tr> <tr><td>貸付利率</td><td>知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内。</td></tr> <tr><td>据置期間</td><td>なし。</td></tr> <tr><td>償還期限</td><td>特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める、 数基災害の場合については7年以内。</td></tr> <tr><td>資金源</td><td>農協又は融資機関。</td></tr> </table>	資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。	貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む)で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者。	資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費。	貸付限度額	500万円以内(個人・法人とも)。	貸付利率	無利子(県・市町村・融資機関が負担)※保証料も融資機関が負担。	据置期間	1年以内(復旧資金は3年以内)。	償還期限	5年以内(復旧資金は10年以内)。	資金源	農協。	貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に甚しい被害を受けた農協、同連合会等。	資金の用途	播種、肥料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び稚買ほたて、木の購入資金、炭炭播種資金その他政令で定めるもの、被害組合の事業運営に必要な資金。	貸付限度額	「被害農林業者の経営に必要な資金」、 農林業者、 個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額、 数基災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額、 「被害組合の運営に必要な資金」、 農協、同連合会等、 農協2,500万円(連合会5,000万円)、 数基災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)。	貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内。	据置期間	なし。	償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める、 数基災害の場合については7年以内。	資金源	農協又は融資機関。	159	・山梨県地域防災計画の修正による
資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。																																	
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者(法人を含む)で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者。																																	
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費。																																	
貸付限度額	500万円以内(個人・法人とも)。																																	
貸付利率	無利子(県・市町村・融資機関が負担)※保証料も融資機関が負担。																																	
据置期間	1年以内(復旧資金は3年以内)。																																	
償還期限	5年以内(復旧資金は10年以内)。																																	
資金源	農協。																																	
貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に甚しい被害を受けた農協、同連合会等。																																	
資金の用途	播種、肥料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び稚買ほたて、木の購入資金、炭炭播種資金その他政令で定めるもの、被害組合の事業運営に必要な資金。																																	
貸付限度額	「被害農林業者の経営に必要な資金」、 農林業者、 個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額、 数基災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額、 「被害組合の運営に必要な資金」、 農協、同連合会等、 農協2,500万円(連合会5,000万円)、 数基災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)。																																	
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内。																																	
据置期間	なし。																																	
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める、 数基災害の場合については7年以内。																																	
資金源	農協又は融資機関。																																	

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																																								
第27節 民生安定事業計画	(新設)	第4 災害救護資金等貸与計画 <table border="1" data-bbox="1070 256 1794 687"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>生活福祉資金</th> <th>災害援護資金</th> <th>母子及び父子並びに寡婦福祉資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>罹災後所得世帯(原則、官公署の発行する被災証明書が必要)</td> <td>災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)</td> <td>災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯</td> </tr> <tr> <td>貸付世帯数</td> <td>予算の範囲内</td> <td>制限なし</td> <td>予算の範囲内</td> </tr> <tr> <td>資金の種類</td> <td>福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)</td> <td></td> <td>住宅資金・事業開始・継続資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円以内</td> <td>350万円以内</td> <td>住宅200万円以内、事業開始285万円、事業継続143万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>7年以内(6月以内の据え置き)</td> <td>10年以内(うち3年据え置き)</td> <td>住宅7年以内2年据置、開始7年以内2年据置、継続7年以内2年据置</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>月賦等</td> <td>月賦または半年賦</td> <td>月賦等</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.5%(保証人がいる場合は無利子)</td> <td>年3%</td> <td>年1.0%(保証人が要る場合は無利子)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>据置期間中は無利子</td> <td>据置期間中は無利子</td> <td>据置期間中は無利子</td> </tr> <tr> <td>実施機関</td> <td>山梨県社会福祉協議会</td> <td>市(県は全額市に貸与)</td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table>	区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金	対象者	罹災後所得世帯(原則、官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯	貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内	資金の種類	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)		住宅資金・事業開始・継続資金	貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内、事業開始285万円、事業継続143万円	貸付期間	7年以内(6月以内の据え置き)	10年以内(うち3年据え置き)	住宅7年以内2年据置、開始7年以内2年据置、継続7年以内2年据置	償還方法	月賦等	月賦または半年賦	月賦等	貸付利率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年3%	年1.0%(保証人が要る場合は無利子)	その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	実施機関	山梨県社会福祉協議会	市(県は全額市に貸与)	県	160	・山梨県地域防災計画と整合性を取るため
区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金																																									
対象者	罹災後所得世帯(原則、官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯																																									
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内																																									
資金の種類	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)		住宅資金・事業開始・継続資金																																									
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内、事業開始285万円、事業継続143万円																																									
貸付期間	7年以内(6月以内の据え置き)	10年以内(うち3年据え置き)	住宅7年以内2年据置、開始7年以内2年据置、継続7年以内2年据置																																									
償還方法	月賦等	月賦または半年賦	月賦等																																									
貸付利率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年3%	年1.0%(保証人が要る場合は無利子)																																									
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子																																									
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市(県は全額市に貸与)	県																																									
第3 義援金募集配分計画 第4 労働力確保対策 (新設)	(新設)	第5 (略) 第6 (略) 第7 り災証明書の交付 市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。 このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	160 161	山梨県地域防災計画との整合性を取るため																																								
(新設)	(新設)	第8 被災者台帳の作成 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	161	山梨県地域防災計画との整合性を取るため																																								
(新設)	(新設)	第9 各種行政サービスの実施体制の整備 市は、国、県と連携し、避難の長期化などに対応するため、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。	161	山梨県地域防災計画との整合性を取るため																																								

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第1部 共通災害対策部 第2章 発災後の応急対策計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由
第27節 民生安定事業計画	(新設)	第10 特別行政相談活動の実施 関東管区行政評価局(山梨行政監視行政相談センター)は、被災者への生活支援情報 報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった「特別 行政相談活動」を行うものとし、市及び県は、当該活動に協力するものとする。	161	山梨県地域防災計画と整合 性を取るため

葦崎市地域防災計画 新旧対照表

行政編 第2部 地震災害対策部 第2章 災害予防計画

項目	現行	改定後	頁	改定理由																																				
第5節 消防対策	第3 消防活動 4 住民の活動 (5) <u>避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。</u>	第3 消防活動 4 住民の活動 (5) <u>通電火災を防止するため、電気ブレーカーを落として避難し、自宅に戻った後は、電気機器の安全を確認した上で復電させる。なお、平時から感震ブレーカーの設置を推奨する。</u>	200	・消防庁等の勧奨に基づく																																				
第6節 避難対策	改定	<u>共通災害対策編第2章第14節「避難対策」の定めるところによるものとする。</u>	201	・統合																																				
第7節 食料及び生活必需物資供給計画	第3 救助物資の集積及び供給 1 救助物資の調達及び供給 (1) (略) <table border="1" data-bbox="353 592 1025 762"> <thead> <tr> <th>対策部 班</th> <th>災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉部 福祉班</td> <td>車両の確保及び輸送</td> </tr> <tr> <td>市民生活部 市民生活班</td> <td>救援物資等の仕分け、配分</td> </tr> <tr> <td>福祉部 福祉班</td> <td>救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配</td> </tr> <tr> <td>農政商工部 商工観光班</td> <td>食料、生活必需品、燃料等の確保、調達</td> </tr> <tr> <td>教育部 教育班</td> <td>救援物資集積場所の設置、運営等の協力</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 班	災害内容	福祉部 福祉班	車両の確保及び輸送	市民生活部 市民生活班	救援物資等の仕分け、配分	福祉部 福祉班	救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配	農政商工部 商工観光班	食料、生活必需品、燃料等の確保、調達	教育部 教育班	救援物資集積場所の設置、運営等の協力	第3 救助物資の集積及び供給 1 救助物資の調達及び供給 (1) (略) <table border="1" data-bbox="1070 587 1774 762"> <thead> <tr> <th>対策部 班</th> <th>災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資支援部 農政班</td> <td>車両(輸送用車両)の確保及び輸送</td> </tr> <tr> <td>住民支援部 市民生活班</td> <td>救援物資等の仕分け、配分</td> </tr> <tr> <td>住民支援部 福祉班</td> <td>救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配</td> </tr> <tr> <td>物資支援部 商工観光班</td> <td>食料、生活必需品、燃料等の確保、調達</td> </tr> <tr> <td>教育部 教育班</td> <td>救援物資集積場所の設置、運営等の協力</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 班	災害内容	物資支援部 農政班	車両(輸送用車両)の確保及び輸送	住民支援部 市民生活班	救援物資等の仕分け、配分	住民支援部 福祉班	救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配	物資支援部 商工観光班	食料、生活必需品、燃料等の確保、調達	教育部 教育班	救援物資集積場所の設置、運営等の協力	202	・組織名の変更による												
対策部 班	災害内容																																							
福祉部 福祉班	車両の確保及び輸送																																							
市民生活部 市民生活班	救援物資等の仕分け、配分																																							
福祉部 福祉班	救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配																																							
農政商工部 商工観光班	食料、生活必需品、燃料等の確保、調達																																							
教育部 教育班	救援物資集積場所の設置、運営等の協力																																							
対策部 班	災害内容																																							
物資支援部 農政班	車両(輸送用車両)の確保及び輸送																																							
住民支援部 市民生活班	救援物資等の仕分け、配分																																							
住民支援部 福祉班	救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配																																							
物資支援部 商工観光班	食料、生活必需品、燃料等の確保、調達																																							
教育部 教育班	救援物資集積場所の設置、運営等の協力																																							
第9節	第3 応急仮設住宅 1 応急仮設住宅建設用地の確保 県が平成8年に行った「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市では、一番被害が大きいもので「 <u>釜無川断層地震</u> 」が発生した場合には、 <u>7,447棟(全体の約53%)</u> 、次いで「 <u>糸魚川-静岡構造線地震</u> 」で <u>4,786棟(全体の約34%)</u> の建物が全壊若しくは半壊の被害にあうと想定されている。 市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。 <table border="1" data-bbox="313 1098 1043 1315"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葦崎市宮崎合運動場</td> <td>葦崎市本町四丁目9番25号</td> <td>0551-22-0498</td> </tr> <tr> <td>葦崎中央公園芝生広場</td> <td>葦崎市藤井町北下條2531番地</td> <td>0551-22-0498</td> </tr> <tr> <td>御勤使公園グラウンド</td> <td>葦崎市旭町上條南割3314番地15</td> <td>0551-45-7634</td> </tr> <tr> <td>峡北広域環境衛生センター 多目的広場</td> <td>葦崎市龍岡町下條南割1755番地</td> <td>0551-45-7634</td> </tr> <tr> <td>葦崎工業高校第二グラウンド</td> <td>葦崎市旭町上條南割3294番地8</td> <td>0551-45-7634</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	葦崎市宮崎合運動場	葦崎市本町四丁目9番25号	0551-22-0498	葦崎中央公園芝生広場	葦崎市藤井町北下條2531番地	0551-22-0498	御勤使公園グラウンド	葦崎市旭町上條南割3314番地15	0551-45-7634	峡北広域環境衛生センター 多目的広場	葦崎市龍岡町下條南割1755番地	0551-45-7634	葦崎工業高校第二グラウンド	葦崎市旭町上條南割3294番地8	0551-45-7634	第3 応急仮設住宅 1 応急仮設住宅建設用地の確保 県が令和5年に公表した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市では、一番被害が大きいもので「 <u>糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間</u> 」が発生した場合には、 <u>2,868棟</u> 、次いで「 <u>南海トラフ</u> 」で <u>529棟</u> の建物が全壊若しくは半壊の被害にあうと想定されている。 市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。 <table border="1" data-bbox="1070 1098 1774 1315"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葦崎市宮崎合運動場</td> <td>葦崎市本町四丁目9番25号</td> <td>0551-45-9255</td> </tr> <tr> <td>葦崎中央公園芝生広場</td> <td>葦崎市藤井町北下條2531番地</td> <td>0551-45-9255</td> </tr> <tr> <td>御勤使公園グラウンド</td> <td>葦崎市旭町上條南割3314番地15</td> <td>0551-45-7634</td> </tr> <tr> <td>峡北広域環境衛生センター 多目的広場</td> <td>葦崎市龍岡町下條南割1755番地</td> <td>0551-45-7634</td> </tr> <tr> <td>葦崎工業高校第二グラウンド</td> <td>葦崎市旭町上條南割3294番地8</td> <td>0551-45-7634</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	葦崎市宮崎合運動場	葦崎市本町四丁目9番25号	0551-45-9255	葦崎中央公園芝生広場	葦崎市藤井町北下條2531番地	0551-45-9255	御勤使公園グラウンド	葦崎市旭町上條南割3314番地15	0551-45-7634	峡北広域環境衛生センター 多目的広場	葦崎市龍岡町下條南割1755番地	0551-45-7634	葦崎工業高校第二グラウンド	葦崎市旭町上條南割3294番地8	0551-45-7634	206	・令和5年報告の結果を反映させたため
施設名	所在地	電話番号																																						
葦崎市宮崎合運動場	葦崎市本町四丁目9番25号	0551-22-0498																																						
葦崎中央公園芝生広場	葦崎市藤井町北下條2531番地	0551-22-0498																																						
御勤使公園グラウンド	葦崎市旭町上條南割3314番地15	0551-45-7634																																						
峡北広域環境衛生センター 多目的広場	葦崎市龍岡町下條南割1755番地	0551-45-7634																																						
葦崎工業高校第二グラウンド	葦崎市旭町上條南割3294番地8	0551-45-7634																																						
施設名	所在地	電話番号																																						
葦崎市宮崎合運動場	葦崎市本町四丁目9番25号	0551-45-9255																																						
葦崎中央公園芝生広場	葦崎市藤井町北下條2531番地	0551-45-9255																																						
御勤使公園グラウンド	葦崎市旭町上條南割3314番地15	0551-45-7634																																						
峡北広域環境衛生センター 多目的広場	葦崎市龍岡町下條南割1755番地	0551-45-7634																																						
葦崎工業高校第二グラウンド	葦崎市旭町上條南割3294番地8	0551-45-7634																																						

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

資料編

項目	改定内容	頁	改定理由
災害対策本部編成表	部の再編：総務部、住民支援部、インフラ支援部、物資支援部、医療部、教育部、消防部、消防本部 班の再編：庶務班、総務班、秘書人事班、財務	258	指揮命令系統の明確化と長期化を見据え、避難所運営ガイドライン等を参考に見直しを行ったため。
分掌事務		259	避難所運営ガイドラインを踏まえた組織体制の見直し
防災関係機関一覧	2 指定行政機関、指定地方行政機関一覧への「関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）」の追加	267	山梨県地域防災計画の修正による
市内医療機関一覧	削除：「寺本医院」、「韮崎クリニック」、追加：「わかみや内科消化器科外科クリニック」、診療科の修正	270	法人名及びFAX番号の追加
韮崎市指定給水装置工事業業者一覧表	削除：大翔設備(株)、(有)小宮山設備、(株)ひらやま、新津設備、水道工房、入倉設備、(株)清水商事、(有)ケーシー金丸工務店、アート住設、交付住宅設備(株)、(有)長田設備、明和工業(株)、(株)永田工務所、ダイカン(株)、三晃設備、和永設備工業、(有)井上設備工業、(有)竹美屋工務店 晴明興業、(株)大南設備、スマイル設備(株)、(株)アクアプラス、(株)慧心産業	271	上下水道課資料の修正
韮崎市下水道排水設備指定工事店一覧	削除：(有)韮崎環境メンテナンスサービス、八代設備、明和工業(株)、(有)三星工業、高橋商事(有)、水工房 山本、清水設備 追加：(有)アクアクラフト、(有)金丸水道設備、WEED株式会社、有限会社 ヒナタロー、雨宮工業株式会社、株式会社 小林設備工業、有限会社 坂本水設工業、富士見園芸、中澤工業	275	上下水道課資料の修正
災害時優先電話登録状況一覧	修正：市営総合運動場を韮崎中央体育館へ 削除：「旧中田保育園」、「旧なごみの郷穴山」登録電話番号の削除 追加：説明	278	優先電話回線の性質上、非公表が適当なため登録番号を削除した。
災害時公用衆電話（特設公衆電話）一覧	修正：「避難所の」を削除、「市内」を追加	279	現状に修正
◆指定避難所兼指定緊急避難場所（地震）	修正：指定避難所と指定緊急避難場所の表現を列記し、一般避難所と指定福祉避難所を別枠で分けて整理。 修正：23韮崎中央体育館の対象地区名欄に富士見ヶ丘、上野を追加	285	
◆指定避難所兼指定緊急避難場所（土砂災害・水害）	修正：指定避難所と指定緊急避難場所の表現を列記し、一般避難所と指定福祉避難所を別枠で分けて整理。 追加：※3健康ふれあいセンターを避難所として活用する期間を明記	286	健康ふれあいセンターの位置付けを明示するため。
応急給水用機材等保有状況	追加：水槽1000L 7基	287	今年度、組立式給水タンク（1000L）を配備したため追加
防災倉庫の状況	修正：防災倉庫の住所、タイプを表示した	287	住所やタイプを記載することで、物資支援おける円滑化を図るため
備蓄物資の状況	修正：備蓄数量の総数の表示	288	備蓄物資を公表するため
消防力の現況	修正：ポンプ付積載車数の変更	290	現状に修正
高圧ガス関係事業所一覧	修正：事業所の見直し	291	市内の事業所数として集計
老朽ため池の所在地及び整備状況	修正：2池の平、4馬場堤の整備及び老朽状態をR8（予定）に変更	301	建設課の修正
韮崎市協定一覧	追加：104災害時における救護活動の協力に関する協定書（一般財団法人REVIVE JAPAN）	308	新規協定の締結による追加
様式 自衛隊災害派遣要請依頼書	修正：発信者名に韮崎市を追加	309	円滑な運用のため
火災・災害等即報要領に基づく報告様式第1号様式（火災）	修正：報告者氏名、報告日時、都道府県市町村欄の記載	311	山梨県地域防災計画の修正による
火災・災害等即報要領に基づく報告様式第3号様式（救助・救助事故・武力攻撃災害等）	修正：報告者氏名、報告日時、都道府県市町村欄の記載	313	山梨県地域防災計画の修正による
火災・災害等即報要領に基づく報告様式第4号様式（その1）	修正：報告者氏名、報告日時、都道府県市町村欄の記載	314	山梨県地域防災計画の修正による

韮崎市地域防災計画 新旧対照表

資料編

項目	改定内容	頁	改定理由
火災・災害等即報要領に基づく報告様式 第4号様式(その2)別紙	新規作成	317	山梨県地域防災計画の修正による
様式3-4-3 市町村被害状況票	新規作成	345	山梨県地域防災計画の修正による
様式3-4-5 市町村災害対策本部設置状況職員 参集状況表	新規作成	346	山梨県地域防災計画の修正による
様式3-4-6 避難所開設状況一覧表	新規作成	347	山梨県地域防災計画の修正による